



11月

和田ゆかり

ビジネスマナーちょっと得する話 152



皆さんこんにちは。今年には本当に早い！11月に入りました。年々1年が早く感じますが、今年はずいぶん早く感じます。11月3日は文化の日ですが、私の母のお誕生日でもありまして、本人曰く、「3日は雨が降らない」というほど、本当に雨の日がなく、今年もとっても良いお天気でした。



その日は毎年、お友達のお庭の草むしりに行っていますので、今年もたつきさん、草むしりしてきました。スッキリしていくお庭を見ると達成感もあり、汗もかくので、気持ちも爽やかになります。ストレス発散にもなりますよ。草むしりをし終わった後は、お互いお礼を言い合っています。「草むしりを一人でやろうと思うと気持ちも折れるけど、一緒にやってくれるから楽しいきれいになって嬉しい。ありがとう」「汗を流して気持ちもスッキリできる時間を作ってくれてありがとう」って。ありがたいの連鎖で気分もあがります。

お誕生日だった母には今年もお花のプレゼントをしたところ、「モンブランが食べたかった」と言われ、苦笑いでした。「それなら来年はモンブランにしようか」と言ったところ、「お花でいいよ」と言われました。元気で何よりって心があったかくなりました。

しかし、皆さん。この言葉の使い方していませんか？「〇〇でいいや」の「で」という言い方。よく聞くパターンで「〇〇さんはいるか？」と聞かれ「出かけている」と伝えた所、それなら「〇〇さんでいいや」と言われることがあります。言っている方は何とも思っていないのですが、言われた方は、「で・・・ね」とつぶやいていました。代わりにという意味にせよ、あまり良い印象ではありません。

その場合には、「それなら〇〇さんをお願いできるかな？」とか「〇〇さん わかるかな？」と言われる方が、「〇〇さんでいいや」と言われるよりも、印象が良いですよ。

母の言葉も、「来年はモンブランにしようか」と言った時に、「お花とモンブランがいいよ」とか「お花がきれいだからいいよ」とか言えば「ん？」って耳に残らなかったのかもしれないね。

身内なので、笑い話で済みますが、会社ではそんな一言でも、ちょっとした思いやりを持って声かけをしたいものです。

面倒くさいという声が聞こえてきそうです。しかし、人間関係って面倒くさいものですよ。

人間関係を良くするも悪くするもちょっとした心遣いで変わります。

会社では、一人で業務を行っているわけではありません。

一緒に業務を行ってくれるチームや自分を成長させてくれるお客様やお取引先など、一人一人に少し興味を持ち、相手の為に自分が何をすれば良いかを考えて行動すると良いでしょう。

そして感謝の気持ちを忘れずに「ありがとう」は声に出して伝えるようにしましょう。

そしてちょっとした言葉の使い方にも気配りをしましょう

“言葉かけにもちょっとした気配りを！”



facebookやっています。  
<和田ゆかり>で検索！  
ビジネスマナーコンサルタント



# ～人材が人財に変わる時シリーズ 106～



## 黒猫

皆さん、こんにちは。

「2022年、木村家猫を飼う」を計画していました。保護猫カフェに行ったり、ペットショップを眺めながら、来年ご縁があれば猫を迎えよう！と家族会議をしていました。

そんな矢先、「木村さん、猫飼わない？」と事務所スタッフに言われ、「どんな仔？」と画像を見せてもらうと・・・保護された子猫が。

黒猫でとても可愛い仔でした。家族に相談すると「会いたい！」となり…ご対面してそのまま我が家の家族として迎え入れることになりました。

木村黒愛（くろあ：0歳メス）



名前は息子が名付けてくれました。日々を大切に一緒に過ごしていきます。

## 事業復活支援金

注目されている事業者さまも多いと思われる「事業復活支援金」。

令和3年度補正予算案に組み込まれている当支援金。確定した段階までは来ていませんが、現在わかっている概要をこちらでお知らせ致します！

## 支援対象事業者

持続化給付金の第二弾とも言われている当支援金だけあるので、持続化給付金に似た内容になるとみられます。

新型コロナウイルス感染症の影響で、2021年11月～2022年03月のいずれかの月の売上高が50%以上、または30%～50%減少した事業者が対象となる予定です。（中堅・中小・小規模事業者、フリーランスを含む個人事業主）

## 申請開始時期

こちらについてはまだ補正予算の関係で、成立後、所要の準備を経て申請受付を開始するとされています。

おそらく、持続化給付金同様、特設サイトが設けられ、ネット申請が可能となるのではないかとみられます。

ネットでの申請は、ここ数年でスタンダードになりましたね。

## 給付額は

\*法人は上限最大250万円

\*個人事業主は上限最大50万円

上記の予定となっています。

給付額の算定方法としては、対象月の売上高減少率と、年間売上高を基に算出される予定となります。

現段階で分かっているのは上限額のみで、下記の通りです。

売上高減少率	個人	法人		
		年間売上高1億円以下	年間売上高1億円超～5億円	年間売上高5億円超
▲50%以上	50万円	100万円	150万円	250万円
▲30%～50%	30万円	60万円	90万円	150万円

新規感染者数は減少しているものの、まだまだ事業者さまへの影響は続いているのが現状のはずです。

今後の動向を注視していきましょう。

筆者：木村隆人（きむらたかひと）  
笑顔と清潔感を大切に、真摯な姿勢と情熱をもって対応することを心がけています。そして内面は常に  
プログレッシブ（漸進的）な考えで  
行動することを信念としています。  
日の出からサーフィン、真冬のキャンプなど  
アクティブな活動が大好きです！

一人息子を溺愛しながら子育て奮闘中！



皆さん、こんにちは。

11月となりました。以前、何かで「11月として年末とせよ。」と聞いたことがあります。それは11月中にこの1年を振り返り出来たことや出来なかったこと等を洗い出し来年の目標を立てる。

そして12月はその目標達成のための準備期間と言うお話でした。

じっくり振り返る時間を持つのも良いかもしれません。

今月も電子帳簿保存法についてお話をさせていただきます。



②スキャナー保存 ③電子取引 についてお話をさせて頂く前に改正前から電子帳簿保存している場合の注意点をお話しさせていただきます。

令和4年1月1日以後に備付けを開始する帳簿やスキャナ保存について、改正後の要件に従って保存を行う場合には、承認の取りやめの届出書の提出等の承認を取りやめる一定の手続きが必要です。

今回追加されました重加算税の10%加重は改正前の要件で保存を行う場合でも適用されます。

また、事前に届出を提出し、以前の要件で電子帳簿保存を行う場合には、優良な電子帳簿記載事項に関して生じた申告漏れに課される過少申告加算税が5%軽減されます。

但し、隠蔽、仮装された場合には適用されません。

②スキャナ保存について、令和4年1月1日以後の国税関係書類については、スキャナで読取、折れ曲がりがないか等の同等確認を行った後であれば、紙原本は即時廃棄してよいことになりました。但し、入力期間を経過した場合とプリンタ最大出力より大きい書類に関しては原本保存が必要です。

スキャナとなっておりますが、スマホのカメラ機能で撮った書類に関しても電子で保存可能です。その場合、詳しい要件について下記 URL でご確認ください。

<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/sonota/03.pdf>

③電子取引につきましては9月のエナリ通信でお話をさせて頂いておりますので、検索機能確保のシステムの導入が困難な場合の保存方法をお伝えします。

例：2022年1月6日に㈱国税商事から受領した210,000円の請求書

「20220106\_㈱国税商事\_210000」というファイル名を付ける。



エクセルで管理

連番	日付	金額	取引先	備考
①	20220205	310,000	㈱富士商事	請求書
②	20220208	205,000	小田原商店㈱	領収書

ファイル名で検索、またはエクセルで管理することになると思います。

詳しくは、下記 URL をご覧ください。

<https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/sonota/jirei/pdf/0021005-038.pdf>

税理士法人エナリ 藤田 初文